

第五十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十五号

昭和四十三年四月十二日(金曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 小沢 辰男君

理事 橋本龍太郎君

理事 河野 正君

海部 俊樹君

世耕 政隆君

竹内 繁一君

箕輪 登君

後藤 俊男君

八木 昇君

本島百合子君

關谷 勝利君

出席國務大臣

厚生 大臣 國田 直君

出席政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省環境衛生局長 松尾 正雄君

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

四月十日

委員栗山秀君及び渡辺肇君辞任につき、その補欠として丹羽久章君及び広川シズエ君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員丹羽久章君及び広川シズエ君辞任につき、その補欠として栗山秀君及び渡辺肇君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員和田耕作君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の名で委員に選任された。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十五号

同日

委員内海清君辞任につき、その補欠として和田耕作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君、島本虎三君、八木一男君、山本政弘君及び大橋敏雄君辞任につき、その補欠として三ツ林弥太郎君、江田三郎君、野口忠夫君、佐藤觀次郎君及び田中昭二君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員江田三郎君、佐藤觀次郎君及び野口忠夫君辞任につき、その補欠として島本虎三君、山本政弘君及び八木一男君が議長の名で委員に選任された。

四月十日

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外二名提出、参法第一二一號)(予)

同日

医療保険制度改革試案反対に関する請願(松本善明君紹介)(第三七四〇號)

登録医制度及び医療保険制度改革試案反対等に関する請願(松本善明君紹介)(第三七四一號)

医療保険制度改革試案反対等に関する請願(井上京君紹介)(第三七四二號)

同(松本善明君紹介)(第三七四三號)

同(八百板正君紹介)(第三七四四號)

同(山口鶴男君紹介)(第三七四五號)

同(井上京君紹介)(第三八二九號)

同(小川三男君紹介)(第三八三〇號)

同(外二件(加藤万吉君紹介)(第三八三二號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

同(山口鶴男君紹介)(第三八三三號)

昭和四十三年四月十二日

同(八木一男君紹介)(第三七四九號)

同(外三件(佐藤觀次郎君紹介)(第三八二八號)

同(外一件(佐藤觀次郎君紹介)(第三八八六號)

クリーニング所の適正配置に関する請願(大石武一君紹介)(第三七五六號)

引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(小山長規君紹介)(第三七六一號)

同(黒金泰美君紹介)(第三七六一號)

各種補給年金の併給限度撤廃に関する請願(外一件(大石武一君紹介)(第三七六三號)

心配ごと相談所補助金の増額に関する請願(藏内修治君紹介)(第三七六六號)

せき腫傷損傷者等の援護に関する請願(中尾榮一君紹介)(第三八二三號)

外傷性せき腫傷損傷者等の援護に関する請願(中尾榮一君紹介)(第三八二四號)

国立療養所山梨清養荘の重症心身障害児(者)病床増設に関する請願(中尾榮一君紹介)(第三八二五號)

原爆被害者援護法制定に関する請願(齊藤正男君紹介)(第三八二六號)

同(外三十九件(下平正一君紹介)(第三八二七號)

ソ連長期抑留者の処遇に関する請願(外二件(荒木萬壽夫君紹介)(第三八八五號)

医療労働者の増員及び労働条件改善等に関する請願(川上實一君紹介)(第三八八九號)

同(田代文久君紹介)(第三八九四號)

同(谷口善太郎君紹介)(第三八九五號)

同(林百郎君紹介)(第三八九六號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

同(松本善明君紹介)(第三八九七號)

○八田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の清掃施設整備緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

清掃施設整備緊急措置法案
清掃施設整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、清掃施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 清掃施設 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において排出された尿尿又はごみを処理するために市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設であつて、公共下水道以外のものをいう。

二 尿尿処理施設整備事業 前号に規定する施設のうち、尿尿を処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

三 ごみ処理施設整備事業 第一号に規定する施設のうち、ごみを処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

2 清掃施設に係る災害復旧事業は、前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、尿尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

(五箇年計画)

第三条 厚生大臣は、昭和四十二年以降の五箇年間に於ける尿尿の処理に関する計画(以下「尿尿処理五箇年計画」という。)及び昭和四十二年

度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 尿処理五箇年計画には、尿の処理に関する基本的な事項のほか、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に施行すべき尿処理施設整備事業の実施の目標
二 五箇年間に施行すべき尿処理施設整備事業の量

3 ごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に施行すべきごみ処理施設整備事業の実施の目標
二 五箇年間に施行すべきごみ処理施設整備事業の量

4 厚生大臣は、第一項の規定により尿処理五箇年計画の案を作成しようとするときは、尿の処理と下水道の整備との総合的な効果を確保するため、あらかじめ、建設大臣と協議し、下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)第三条第一項に規定する下水道整備五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

5 厚生大臣は、第一項の規定により尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官と協議しなければならない。

6 厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を公表しなければならない。

7 第一項及び前三項の規定は、尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(五箇年計画の実施)

第四条 政府は、尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な

措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、清掃施設の緊急かつ計画的な整備を行なう等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第八十三号)は、廃止する。

3 下水道整備緊急措置法の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十二年法律第号」を「昭和四十三年法律第号」に改める。

理由

生活環境施設整備緊急措置法に基づく尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画の実施の成果にかんがみ、新たに昭和四十二年度を初年度とする尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとする。これにより、尿処理施設及びごみ処理施設の緊急かつ計画的な整備をいっそう促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣園田直君。

○園田国務大臣 ただいま議題となりました清掃施設整備緊急措置法案について、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

清掃施設の整備については、政府は、下水道の整備とあわせて生活環境施設整備緊急措置法に基づき、昭和三十八年度を初年度とする五カ年計画を策定し、これによりその促進をはかってまいつたのであります。

しかしながら、近年の産業構造の高度化とこれに伴う就業形態の変化により、人口の急激な都市

集中と市街地域の拡大が見られ、また、生活様式の高度化に伴って汚物排出量が著しく増大したため、新たに清掃施設の整備に関する計画を策定し、これを強力に推進することが必要となつてまいりました。

他方、昨年下水道行政の所管が変更されたことに伴い、下水道及び終末処理場の整備に関する計画の策定を骨子とする下水道整備緊急措置法が第五十五回特別国会において制定され、すでに施行を見ているところであります。

本法案につきましては、第五十五回特別国会に提案いたしましたところ、同国会では継続審議となり、続く第五十六回臨時国会では審議未了となつたところであります。右のような事情から、再びこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案では、新たに尿処理に関する計画及びごみ処理整備に関する計画を策定することとし、このための手続として、厚生大臣は、あらかじめ経済企画庁長官及び建設大臣と所要の協議を行なつて計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしておりました。

また、これらの計画の円滑な実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものとし、また、地方公共団体も、これらの計画に即して清掃施設の緊急かつ計画的な整備等につとめなければならない旨を規定しております。

なお本法案の制定に伴い生活環境施設整備緊急措置法は、廃止することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○八田委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会